

住民税非課税世帯の皆さまへ

矢掛町電力等価格高騰支援給付金 (1世帯あたり3万円及びこども加算)のご案内

- 矢掛町電力等価格高騰支援給付金は、住民税非課税世帯を支援する給付金です。さらに、18歳以下の児童を扶養している場合は1人あたり2万円を追加で支給します。
- 過去に給付金を受給したことのある方には「振込通知書」が届きます。内容を確認いただき、変更等がなければ手続きは不要です。
- とくに、基準日(令和6年12月13日)以後に世帯構成員に異動があった場合は「こども加算対象者」をよく確認してください。基準日以後に生まれた新生児がいる等の場合は、別途お問い合わせください。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**
児童1人あたり **2万円**

給付金の支給時期

- ①振込通知書に記載された支給日
- ②確認書(または申請書)を提出した方には決定通知書でお知らせします。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (基準日: 令和6年12月13日)

世帯全員の令和6年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
(ただし、均等割課税者の扶養親族のみからなる世帯を除く。)

※加算対象となる児童

- ①基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童(平成18年4月2日以後に出生した児童)
- ②基準日以後に生まれた新生児
- ③別世帯だが扶養している児童

※②、③については
別途「**申請書**」の提出が必要です。

「振込通知書」が届いた方

記載内容を確認し、変更等がなければ手続きは不要です。

「申請書」の提出をされる方 **申請期限: 令和7年4月30日(水)**



本給付金については、差押禁止等及び非課税となります。
(「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」)

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

お問い合わせ先

矢掛町 福祉介護課 電話: **0866-82-1026** 受付時間: 平日9:00~17:00